景観重要公共施設の手引き（案）

＜目　次＞

□ **はじめに** ---------- 1

1. **景観重要公共施設の制度概要** ---------- 2

2. **景観重要公共施設に関する検討・協議の内容と方法** ---------- 5

2-1. 景観重要公共施設に関する検討・協議の流れ 6

2-2. 景観重要公共施設に関する検討内容と方法 8

2-2-1. 景観重要公共施設の候補の選定と景観形成のあり方の検討 8

2-2-2. 整備に関する事項及び占用等の許可の基準の検討 11

2-3. 公共施設管理者との協議内容と方法 14

2-3-1. 基本的な事項の確認・認識の共有と協議方法 14

2-3-2. 景観計画に定める事項に関する協議 17

3. **参考事例** ----------19

事例－1　鎌倉市景観計画 20

事例－2　宇部市景観計画 25

事例－3　伊丹市景観計画 29

事例－4　小田原市景観計画 33

参考資料 ----------36

□ 関連支援事業等の概要 37

□ 事業分野別景観形成ガイドライン 43

□ 「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム」について.....44

□ はじめに

平成 16 年 6 月に我が国初の総合的な景観に関する法律である「景観法」が制定されました。景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、景観に関する総合的な計画としての性格を持つ景観計画をはじめ、具体的な規制や支援等について定めています。

景観法では、道路、河川、都市公園等の公共施設については、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する主要な要素の一つと考えられるため、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし、景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項（以下、「整備に関する事項」）や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準（以下、「占用等の許可の基準」）を定め、良好な景観の形成を図る制度が用意されています。

この景観重要公共施設制度については、景観重要公共施設を景観計画に位置づける場合に、景観行政団体は公共施設管理者に協議し、同意を得ることが必要とされているほか、その後の景観重要公共施設の整備段階や占用等の許可の基準の運用段階における連携など、両者の間で緊密な連携を図ることが求められます。

このため、本書は、公共施設管理者との適切な連携のもとに、景観重要公共施設制度を活用した良好な景観の形成に関する取組みを促進するため、景観計画に景観重要公共施設を位置づけている先進事例等を参考にしつつ、景観重要公共施設に関する検討方法、公共施設管理者との協議内容や方法等を示すものであり、これから景観計画を策定・変更しようとする景観行政団体の担当者に向けて、「景観重要公共施設の手引き」（案）としてとりまとめたものです。

なお、本書は、今後の景観重要公共施設に係る取組み事例の蓄積状況に応じて、適宜内容の更新・充実を行っていくことを想定しているとともに、景観行政団体と公共施設管理者の協議の円滑化を図るなどの観点から、各地域独自の景観重要公共施設に関する手引書の作成や協議方法の設定などがなされていくことも想定し、「景観重要公共施設の手引き」の（案）としています。

1. 景観重要公共施設の制度概要

【景観重要公共施設の概要】

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができるとされています*（法第８条第２項第５号ロ、ハ　政令第２条）*。

（景観重要港公共施設として景観計画に定めることのできる公共施設）
道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、海岸保全区域等に係る海岸、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業に係る施設　等

整備に関する事項は、当該景観重要公共施設の整備に当たって、景観上配慮すべき事項について定めるものであり、占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものです。

（整備に関する事項の例）
駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする
（占用等の許可の基準の例）
地域に親しまれる緑豊かな都市公園において、緑と調和した良好な景観の形成を図るために、公園管理者以外の者が設置する建築物、工作物その他の物件の形態意匠や高さ等の基準を定める

（法的効果）

整備に関する事項が定められた場合には、その整備は、景観計画に即して行われる必要があり*（法第47条）*、また、占用等の許可の基準が定められた場合には、占用等を行う際、その基準に適合する必要があるため*（法第49条～第54条）*、これにより効果的に良好な景観の形成を図ることが可能となっています。

また、景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（景観重要道路）については、景観重要道路の良好な景観の形成を促進する観点から、景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るために必要な場合に、電線共同溝を整備すべき道路として指定が可能となる特例があります*（法第48条）*。

なお、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定める際には、当該公共施設管理者が景観行政団体である場合を除き、景観行政団体は、あらかじめ、

当該景観重要公共施設の管理者に協議し、同意を得る必要がある（*法第９条第４項*）とともに、景観重要公共施設の種類に応じて、一定の公共施設の整備又は管理に関する方針や計画（事業分野ごとの整備計画等）へ適合する必要があります（*法第８条第８項、政令第６項*）。

（公共施設管理者による要請制度）

その他、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、景観計画に定められた景観重要公共施設管理者は、景観行政団体に対し、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」の追加又は変更を要請することができ（*法第10条*）、公共施設管理者の立場から、積極的に景観形成を進める制度が用意されています。

【景観協議会の概要】

景観計画における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者等は、景観協議会を組織することができ（*法第15条第１項*）、当該協議会は景観重要公共施設等に関する様々な協議の場となることが想定されています。

（景観協議会を設置する場合の例）
シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設や、その周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、公共施設管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、地区住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針や占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運営方法等、周辺地域を含めた景観形成のあり方等を検討

景観行政団体と公共施設管理者との関係

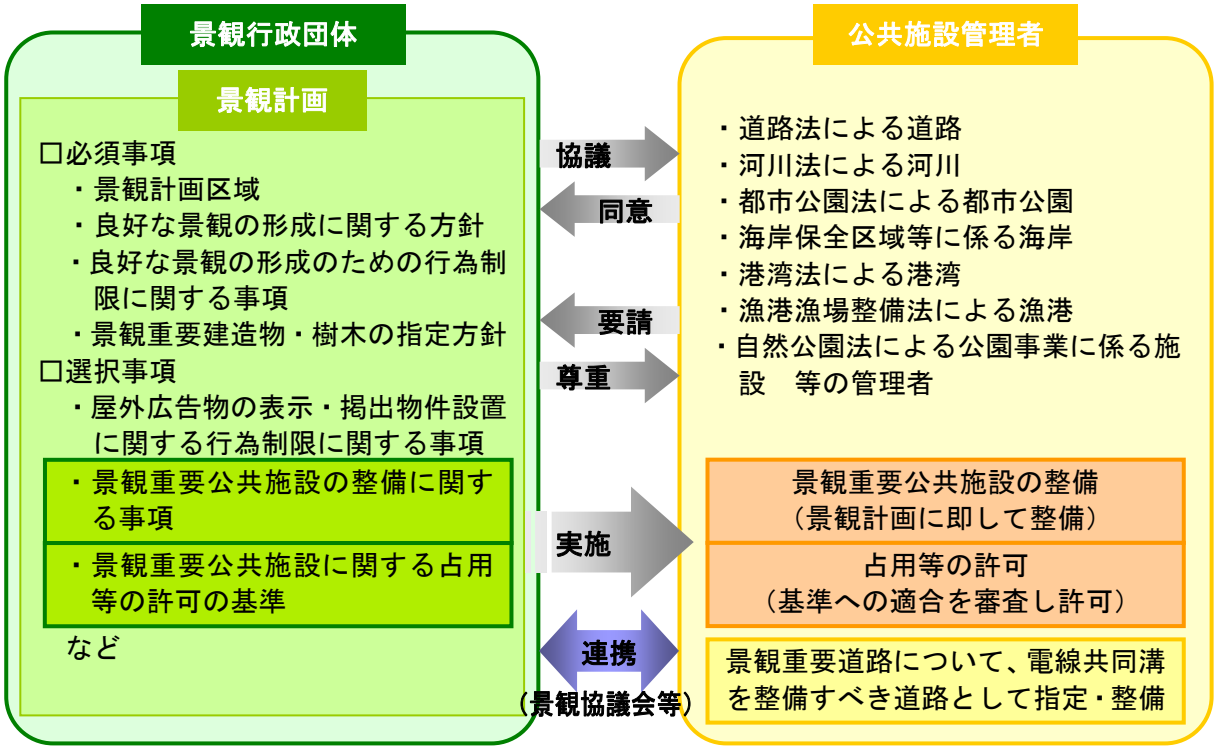

【景観重要公共施設制度の活用イメージ】

□ 地域の景観と一体となった舗装、ガードレール、街路樹等の整備
（オーバルコート大崎（東京都 品川区））

□ 道路占用によるオープンカフェの設置
（日本大通り（神奈川県 横浜市））

□ 地域の景観の骨格として、自然景観に調和した河川整備
（鴨川（京都府 京都市））

□ 地域の顔として、歴史的な建築物等を活かした港湾整備
（門司港（福岡県 北九州市））

□ 歴史的なまちなみに配慮した電線地中化（花見小路（京都府 京都市））

□ 地域振興の拠点として、親水性を高めた海岸整備
（熱海サンビーチ（静岡県 熱海市））

2. 景観重要公共施設に関する検討・協議の内容と方法

景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定める場合には、景観行政団体は、あらかじめ、当該景観重要公共施設の管理者に協議し、同意を得なければなりません。

整備に関する事項が定められた場合には、その整備は、景観計画に即して行わなければならないほか、占用等の許可の基準が定められた場合には、公共施設管理者は、占用等の許可に当たり、景観計画に定められた基準への適合性についても審査することとなります。

そこで、第 2 章では、先進事例の協議過程などを参考にしながら、景観重要公共施設に関して景観行政団体が検討すべき内容と検討方法、さらに、公共施設管理者との協議内容と方法について整理しています。

なお、景観法に基づく景観重要公共施設に関する協議は、景観行政団体と公共施設管理者が異なる場合が対象となりますが、景観行政団体と公共施設管理者が同一の場合でも、地方公共団体における関係部局間の連携により良好な景観形成を進めることが重要であり、その場合は、関係部局間においても、実質的に同様の協議が必要になると考えられます。

2-1. 景観重要公共施設に関する検討・協議の流れ

景観行政団体が、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めようとする際には、「景観重要公共施設の候補の選定と景観形成のあり方の検討」、「整備に関する事項や占用等の許可の基準の検討」といった２つの検討段階があると考えられます。

－まず、「景観重要公共施設の候補の選定と景観形成のあり方の検討」の段階では、地域の良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設の候補として選定し、当該公共施設のある地域の景観特性を踏まえるとともに、当該公共施設やその周辺の建築物等を対象とする既存の景観形成の取組みがある場合には、その状況を踏まえ、当該公共施設に関する景観形成のあり方について検討することが考えられます。

－次に、「整備に関する事項や占用等の許可の基準の検討」の段階として、具体的に景観計画に定める内容について検討することが考えられます。

景観行政団体は、各段階での検討内容・状況に応じ、公共施設管理者との協議において、説明や確認しておくべき事項が生じてくることから、各段階毎に協議を進めていくことが考えられます。

－まず、「協議の前提となる基本的な事項の確認・認識の共有」段階として、協議に先立って、公共施設管理者との間で、景観法や景観重要公共施設制度の趣旨と内容、策定しようとする景観計画の構成や内容のイメージ、景観重要公共施設として位置づけようとする公共施設の候補や候補選定の考え方、景観計画の策定予定時期とそれまでの協議方法やスケジュール等について確認し、認識を共有しておくことが考えられます。また、協議を円滑に進める上で、公共施設整備や管理の現状、公共施設管理者の景観形成に対する考え方や既存の景観形成の取組み等について、あらかじめ情報収集・確認しておくことも重要となります。

－次に、「景観計画に定める事項に関する協議」段階として、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」として景観計画に具体的に定める内容について協議することが考えられます。

【景観重要公共施設に関する検討・協議の流れ】

景観重要公共施設に関する検討内容

⇒2-2.

【景観重要公共施設の候補の選定と景観形成のあり方の検討】

地域の景観特性

既存の景観形成の取組み

①公共施設が良好な景観の構成要素となっている場合

＜候補＞

－地域景観の骨格をなす主要な構成要素となっている公共施設

－歴史的なまちなみ等との調和が求められる公共施設　など

＜景観形成のあり方＞

－良好な景観を維持保全するため、改修等に際して現状の景観から変化しないよう配慮

－良好な景観をさらに向上するため、占用物件を地域の景観に調和させるよう配慮　など

②公共施設整備に伴って良好な景観を再生・創出する場合

＜候補＞

－地域の顔となるような公共施設　など

＜景観形成のあり方＞

－景観形成を目的の一つとした整備構想や整備計画に即する

－具体的な構想や計画がない場合には、別途検討

⇒2-2-1.

【整備に関する事項及び占用等の許可の基準の検討】

①景観計画に定める事項の検討

－良好な景観形成に関する方針案や行為の制限に関する事項案との整合

－景観形成のイメージの具体化

－景観重要公共施設の整備に当たって景観上配慮すべき事項の検討

－景観重要公共施設の景観上の特性を維持・増進するために必要な占用等の許可の基準の検討

②景観計画における定め方の検討

＜整備に関する事項＞	＜占用等の許可の基準＞
－具体的な基準の検討（一義的・定量的な基準、又は裁量的・定性的な基準） －ガイドライン策定により、整備に関する事項を補完　など	－具体的な基準の検討（一義的・定量的な基準、又は裁量的・定性的な基準） －基準の検討と運用の仕組みの検討 －ガイドライン策定により、占用等の許可の基準を補完　など

⇒2-2-2.

公共施設管理者との協議内容

⇒2-3.

【協議の前提となる基本的な事項の確認・認識の共有、協議内容】

①基本的な事項の確認・認識の共有

－景観法や景観重要公共施設制度の趣旨と内容

－景観計画の構成や内容のイメージ　など

②公共施設管理者による既存の取組みの把握

－公共施設整備や管理の現状

－公共施設管理者の景観形成に対する考え方

－既存の取組み　など

③協議方法の確認

－景観計画に定める事項の協議方法、スケジュール、体制　など

④位置づけようとする景観重要公共施設に関する協議

－景観重要公共施設の候補や候補選定の考え方　など

⇒2-3-1.

【景観計画に定める事項に関する協議】

①整備に関する事項についての協議

－具体的な基準案（一義的・定量的な基準、又は裁量的・定性的な基準）

－景観行政団体と景観重要公共施設の管理者との継続的な協議の方法、スケジュール、体制　など

②占用等の許可の基準についての協議

－具体的な基準案（一義的・定量的な基準、又は裁量的・定性的な基準）

－円滑に運用するための仕組み

など

⇒2-3-2.

2-2. 景観重要公共施設に関する検討内容と方法

2-2-1. 景観重要公共施設の候補の選定と景観形成のあり方の検討

景観計画に景観重要公共施設を位置づけようとする場合、まず、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を選定することが必要となります。公共施設が良好な景観の形成に重要であると考えられるケースとしては、「公共施設が良好な景観の構成要素となっている場合」と「公共施設整備に伴って良好な景観を再生・創出する場合」の大きく 2 つのケースが想定されます。景観重要公共施設として位置づけようとする公共施設は、地域の景観特性に応じ、その種類や位置づける数が異なってくることが想定されますが、いずれの場合においても、景観重要公共施設の候補として選定する理由（良好な景観の形成に重要な公共施設とする理由）を明確にし、公共施設管理者との協議の際にも十分に説明できることが重要となります。

①公共施設が良好な景観の構成要素となっている場合

「公共施設が良好な景観の構成要素となっている場合」とは、例えば、河川、海岸といった公共施設そのものが、地域の景観の骨格をなすような主要な構成要素となっており、地域住民をはじめ、広く「良好な景観」と認識されているケースが想定されます。また、歴史的な建築物等により形成されるまちなみ景観において、歴史的な建築物等との調和が求められる道路等の公共施設も、このケースに該当すると考えられます。

これらのケースでは、公共施設が地域の代表的な景観を構成する要素と認識されているのであれば、その範囲を特定して景観重要公共施設の候補とすることが想定されるほか、住民等へのアンケート調査の実施や、住民等から良好な景観の形成に重要と考えられる公共施設を募集することなどにより、良好な景観の形成に重要な公共施設を抽出し候補とすることも考えられます。

この場合の公共施設に関する景観形成のあり方としては、既に良好な景観が形成されている場合には、その状態を維持・保全するため、施設の改修や維持補修を行う際に、基本的に現状の景観から変化しないよう配慮することなどが考えられます。また、既に良好な景観が形成されている状態から、さらに向上を図るため、占用物件を地域の景観に調和させることなども考えられます。

②公共施設整備に伴って良好な景観を再生・創出する場合

「公共施設整備に伴って良好な景観を再生・創出する場合」とは、シンボルロードなど地域の顔となるような良好な景観の形成を目的の一つとした公共施設整備を行うケースが想定されます。

このケースとして、既に良好な景観の形成を目的の一つとした公共施設整備の構想がある場合又は整備中の場合が考えられます。その際、景観行政団体以外の主体が公共施設整備を行う場合には、景観行政団体は、当該公共施設整備に関する必要な情報の収集に努める必要があります。

景観形成のあり方については、景観形成を目的の一つとした公共施設整備の構想や整備計画がある場合は、その構想や計画に即した内容とすることが考えられますが、具体的な構想や計画がない場合には、景観形成のあり方について別途検討することが必要となります。その際、公共施設の管理者と連携して検討を進めたり、公共施設管理者、専門家、地域住民等が参画した検討会や協議会等を設置し、検討を進めていくことが考えられます。

【景観重要公共施設の候補の選定イメージ例】

□旧城下町や宿場町など、歴史的なまちなみが広がる地域では、そうした良好な景観を保全するため、旧街道などを景観重要公共施設の候補として選定し、舗装を石畳とするなど沿道の歴史的な建築物と調和した公共施設の整備やその維持管理を行うことが考えられます。

□このような歴史的なまちなみが残る地域は、景観地区、伝統的建造物群保存地区、その他地方公共団体独自の景観条例に基づき景観形成を行う地域等に指定されている場合が多く、当該地域・地区内の良好な景観の構成要素となっている主要な公共施設又は全ての公共施設を景観重要公共施設として選定することが考えられます。

歴史的なまちなみが広がる地域の
公共施設
（東茶屋街（石川県 金沢市））

□のびやかに広がる田園と背後の山並みを一体的に望むことのできる地域や、自然地形の変化に富んだ海岸線を望むことのできる地域など、良好な景観が広がる地域では、これらの良好な景観を保全するため、地域の景観の主要な構成要素となる道路、河川、海岸などを景観重要公共施設の候補として選定し、現状の良好な景観と調和した公共施設の整備や維持管理を行うことが考えられます。

良好な自然景観が広がる地域の
公共施設
（阿蘇くじゅう国立公園（熊本県 阿蘇市））

□良好な住環境を形成する一団の住宅地や、景観形成のコンセプトを持つ開発区域などでは、良好な景観を新たに創出し、又は現状の良好な景観を保全するため、地域の景観の主要な構成要素となる道路などを景観重要公共施設の候補として選定し、地域の景観と一体となった公共施設の整備や維持管理を行うことが考えられます。

景観形成のコンセプトを持つ
開発区域の公共施設
（ヴィータイタリア（東京都 港区））

□地域のシンボルとして親しまれている、又は今後地域の顔として整備をしていく道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港などを景観重要公共施設の候補として選定し、地域の景観の骨格となるような整備を行うなど、地域の景観形成の取組みを先導していくことが考えられます。

地域のシンボルとして親しまれている公共施設
（京橋川（広島県 広島市））

2-2-2. 整備に関する事項及び占用等の許可の基準の検討

①景観計画に定める事項の検討

「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」の検討に当たっては、まず、当該景観重要公共施設のある地域の景観特性を踏まえるとともに、景観計画区域における良好な景観形成に関する方針の案や行為の制限に関する事項の案が、ある程度明確化されている場合には、これらとの整合を図ることが重要となります。また、景観重要公共施設の整備によって地域の景観形成の取組みを先導しようとする場合にあっては、景観重要公共施設の整備により、どのような景観形成を行うのか、そのイメージを可能な限り具体化して検討することが重要となります。

その上で、景観重要公共施設の整備に当たって景観上配慮すべき事項や、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準について具体的に検討を進めていくことが考えられます。

例えば、既に良好な景観が形成されている場合には、原則として現状の景観を変化させないよう景観重要公共施設の維持管理を行うことや、景観重要公共施設について地域の景観特性と不調和な部分がある場合には、今後そのような要素が改善されるよう、また占用物件であれば、新規の占用に当たり景観上配慮されるよう対象を抽出し、検討を進めることが考えられます。

②景観計画における定め方の検討

「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」の定め方としては、景観上の配慮を求める対象を特定し、素材、形態、意匠、色彩等について、一義的・定量的な基準を定める場合と、地域の景観特性に応じた裁量的・定性的な基準を定める場合が考えられます。例えば、駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、街灯（照明柱）の色彩を「ダークブラウン（マンセル値で 10YR2.0/1.0）と同等の色とする」と定量的に定めたり、「周辺のまちなみと調和した色とする」と定性的に定めたりすることが考えられます。

1) 整備に関する事項の定め方の検討

「整備に関する事項」が定められると、景観計画に則して整備を行う必要があります。

このため、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を裁量的・定性的に定める場合には、整備や占用等に当たって、具体的に景観上の配慮がなされるよう、公共施設管理者と十分協議、調整することが必要となります。

その際、「整備に関する事項」として、「景観重要公共施設は、地域の景観特性に配慮した整備を行う」など、定性的に表現しておき、実際の整備段階までに、具体的な基準による詳細な整備内容について、継続的に公共施設管理者と協議を行うことや、景観重要公共施設の整備に関するガイドラインを策定して、「整備に関する事項」を補完することも考えられます。

2) 占用等の許可の基準の定め方の検討

「占用等の許可の基準」が定められた場合には、景観計画の施行と同時に、定められた基準を運用することとなるため、「占用等の許可の基準」の検討に当たっては、密接に関連する基準の運用に関する検討を一体的に行うことが望まれます。

例えば、占用等の許可の基準として、道路占用物件であるバス停留所の上屋の色彩について、「周囲のまちなみと調和する色とする」という定性的基準を定めた場合、許可権者である公共施設管理者は、停留所の上屋の色彩が周囲のまちなみと調和していることについて審査することとなるため、あらかじめ、その運用方法について検討しておくことが必要となります。

占用等の許可の基準の運用に当たっては、周辺建築物等の景観に係る規制誘導との調和の視点が必要である場合など、必要に応じて、景観行政団体との連携を図ることが望ましく、例えば、周辺建築物等の景観に係る規制誘導との調和の視点を補うため、景観重要公共施設の管理者が、占用等の許可の審査に当たり、景観行政団体に意見を聴くなど、景観重要公共施設の管理者が景観行政団体と連携しつつ、占用等の許可の基準を運用する仕組みについて検討することが考えられます。

また、「占用等の許可の基準」に関するガイドラインを策定することなどにより、景観計画に定めた事項を補完することや、「占用等の許可の基準」の運用実績を踏まえ、順次景観計画を変更し、「占用等の許可の基準」を充実させることも考えられます。

【整備に関する事項及び占用許可の基準の検討例】
（例：城下町や宿場町など歴史的なまちなみが広がる地区の道路を対象とする場合）

①景観計画に定める事項の検討

□景観計画区域における良好な景観形成に関する方針案や、当該道路の周辺地区における行為の制限に関する事項の案との整合を図り、景観重要公共施設の整備により、どのような景観形成を行うのか、そのイメージを具体化します。

□次に、景観重要公共施設の整備にあたって沿道の景観特性に配慮すべき対象や占用物件について抽出し、それぞれ「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」の内容を検討します。

〔例〕○「歴史と文化を今に伝え、潤いをもたらす景観を守り・育て・活用する」を景観計画区域における良好な景観形成に関する方針案の一つと設定
○沿道地区において、行為の制限に関する事項として建築物に対して、屋根形状、壁面の意匠及び色彩など、伝統的な家屋との調和を図るような具体的な基準を設定

〔景観重要道路の具体的な整備イメージ（方針例）と抽出項目の例〕

「伝統的な家屋との調和を図り、沿道のまちなみを引き立てる潤いある空間の創出」

〔整備に関する事項を設定する対象の抽出例〕
①道路の舗装
②照明柱、標識・信号柱、横断防止柵、車止め
③植栽及び街路樹
④案内サイン・ベンチ等ストリートファニチャー

〔占用等の許可の基準を設定する占用物件の抽出例〕
⑤バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器

②景観計画における定め方の検討

□「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」の定め方については、一義的・定量的な基準と、裁量的・定性的な基準とする場合が考えられます。

〔整備に関する事項の定め方の例〕

①道路の舗装について
〔一義的・定量的な基準例〕材料は自然素材（御影石又はそれに類するもの）を使用する。
〔裁量的・定性的な基準例〕沿道のまちなみを引き立てるような材料及び色彩とする。

②照明柱、標識・信号柱、横断防止柵、車止めについて
〔一義的・定量的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、色彩をダークブラウン（マンセル値 10YR2.0/1.0）とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、落ち着きのある色彩とする。

③植栽及び街路樹について
〔一義的・定量的な基準例〕街路樹は地区のシンボルである「ヤナギ」とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕街路樹は沿道のまちなみを引き立てる樹種を採用する。

④案内サイン・ベンチ等ストリートファニチャー
〔一義的・定量的な基準例〕案内サイン・ストリートファニチャー類は高さを 1.5m 以下とし、自然素材を使用する。
〔裁量的・定性的な基準例〕案内サイン・ストリートファニチャー類は沿道のまちなみと調和する規模とし、まちなみと調和したデザインの配慮を施す。

〔占用等の許可の基準に関する例〕

⑤バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器
〔一義的・定量的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、色彩はダークブラウン（マンセル値 10YR2.0/1.0）とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、落ち着きのある色彩とする。

2-3. 公共施設管理者との協議内容と方法

2-3-1. 基本的な事項の確認・認識の共有と協議方法

①基本的な事項の確認・認識の共有

景観計画に景観重要公共施設を位置づけようとする場合、景観重要公共施設の管理者との協議が必要となりますが、景観行政団体と景観重要公共施設の管理者は、その立場の違いから、公共施設整備や占用等の許可における景観形成に対する認識がおのずと異なることが想定されます。

例えば、景観行政団体は、公共施設が、地域の景観を構成する主要な要素であることから、良好な景観の形成に重要な公共施設について、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めようとしますが、公共施設管理者は、良好な景観の形成だけではなく、公共施設としての機能を維持するため適切に管理する必要があり、また、良好な景観の形成のための施設整備や維持管理に当たっては、その水準、費用なども考慮することとなります。

このため、景観計画の策定段階において、景観重要公共施設として位置づけようとする公共施設の管理者との協議を円滑に進めるためには、双方の立場の違いを考慮した上で、良好な景観の形成に関する基本的な事項を確認し、認識の共有を図ることが重要となります。

また、景観計画の策定後、景観計画に即した景観重要公共施設の適切な整備や占用等の許可の基準の円滑な運用のために、景観行政団体と景観重要公共施設の管理者が、協議を通して、良好な景観の形成に対する認識を相互に深めていくことも重要となります。

具体的には、景観行政団体が、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めようとする場合には、協議に先立って、まず、公共施設管理者との間で、景観法や景観重要公共施設制度の内容について確認しておくことが重要となります。特に、景観計画に景観重要公共施設として位置づけることによる法的効果（「１．景観重要公共施設の制度概要」参照）や景観計画に位置づけた場合の利点について、公共施設管理者から具体的な説明を求められることが想定されるため、景観行政団体は、法制度や景観重要公共施設に関する支援措置などについて説明できることが望まれます。

②公共施設管理者による既存の取組みの把握

景観重要公共施設として位置づけようとする公共施設の管理者との協議を円滑に進める上で、公共施設整備や管理の現状、公共施設管理者の景観形成に対する考え方や既存の景観形成の取組み等について、あらかじめ情報収集・確認しておくことも重要となります。

公共施設の整備は、単年度で実施するものから複数年度にわたり実施するものまであり、その整備期間においては、構想・計画段階から設計・施工段階といった各段階があります。そこで、景観行政団体は、景観重要公共施設の候補としている公共施設の整備段階について、公共施設管理者から情報を収集し、良好な景観の形成に配慮した公共施設の整備を求める場合には、対応が可能な段階又は内容であることについて確認しておく必要があります。

また、公共施設の維持管理段階において、景観の形成に配慮した公共施設整備を求める場合にも、通常の維持管理の方法、仕様等について情報を収集しておく必要があります。

なお、公共施設の種類により、公共施設整備を実施する流れが異なる場合があるため、公共施設整備の流れや整備スケジュールについて確認しておくことも重要となります。

道路整備における一般的な事業の流れ
（参考：国土交通省 HP　http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorogyousei/index.html）

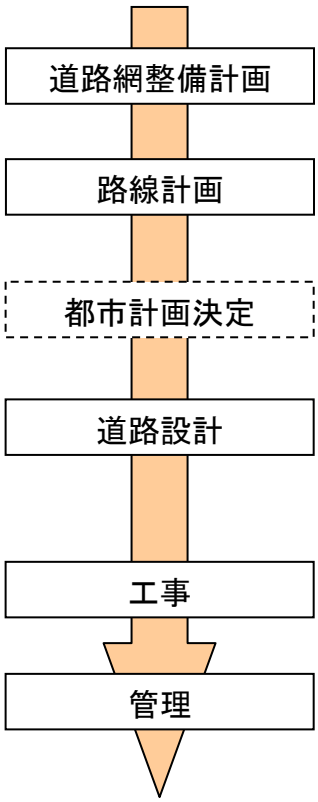

◇道路の種類を定め、道路の基本構造（車線数、標準断面など）を計画する段階

◇道路網計画に応じた路線を複数設定し、比較検討により、最適路線を選定する作業を道路事業者が進め、都市計画決定にのぞむ段階

◇都市計画決定された道路の構造（高架形式や盛土の形態、橋の種類といった道路本体を設計し、照明柱や標識、防護柵といった道路付属物）や、関連する施設（横断歩道橋など）の検討、設計を進める段階

◇舗装や塗装、損傷部の修繕などの維持管理を行う段階

③協議方法の確認

景観行政団体は、協議を円滑に進めるため、公共施設管理者との間で、景観計画に定める「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」について同意を得るまでの協議の方法、スケジュール、体制等について確認し、認識を共有しておくことが重要となります。

また、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定める場合、協議の開始から同意に至るまで、半年から一年程度の期間を要する事例も見られるため、景観計画の策定予定時期に対し、余裕をもった協議スケジュールを設定しておくことが重要となります。

④位置づけようとする景観重要公共施設に関する協議

景観重要公共施設に関する基本的な事項の確認と認識の共有ができた後、公共施設管理者に対し、景観計画に景観重要公共施設として位置づけようとする公共施設、景観計画区域において当該公共施設が重要である理由、景観重要公共施設として位置づけることによって実現したい景観像などを具体的に示し、協議していくことが考えられます。

その際、例えば、景観行政団体の既存の景観形成の取組みの説明のほか、公共施設を含む地域の景観形成に対する住民等の意見（アンケート調査結果など）、先進的な公共施設に関する景観形成の取組みの紹介や、イメージパースやフォトモンタージュを活用した実現したい景観像の提示など、公共施設管理者に対して、具体的な情報をわかりやすく提供することも重要となります。

⑤都道府県の景観行政担当部局の協力

景観行政団体である市町村が、都道府県が管理する公共施設について、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることを検討している場合には、景観行政団体と公共施設管理者との協議を円滑に進めるため、都道府県の景観行政担当部局が、一連の協議に協力することが考えられます。

例えば、都道府県が管理する複数の公共施設を景観計画に景観重要公共施設として位置づけようとする場合や、複数の市町村が、広域的な景観の構成要素となっている海岸等の公共施設を各景観計画に景観重要公共施設として位置づけようとする場合に、都道府県の景観行政担当部局が、景観行政団体による各公共施設管理者との協議に関する事前相談や各公共施設管理者との連絡・調整、公共施設管理者や関係市町村等との協議の場の設定等を行うことが考えられます。

2-3-2. 景観計画に定める事項に関する協議

①整備に関する事項についての協議

整備に関する事項として、色彩に関する基準など定量的な基準を定める場合には、協議の円滑化のため、公共施設管理者に対して、その根拠となる資料などを提示することが考えられます。

また、公共施設の整備スケジュールや景観計画の策定スケジュールなどを踏まえ、継続的な協議により、段階的に整備に関する事項を定めることが考えられます。例えば、まず、景観重要公共施設の対象区間や範囲を特定し、「景観形成に配慮する」といった定性的な事項を景観計画に定め、協議の進捗に応じて、順次景観計画を変更し、具体的・定量的な内容を定めることが考えられます。

さらに、定性的な基準を定めた場合などにおいて、実際の整備にあたり、景観計画に即した整備をどのように実施するのか、景観行政団体と景観重要公共施設の管理者との連携体制についても協議しておくことが考えられます。

②占用等の許可の基準についての協議

占用等の許可の基準として、具体的・定量的な基準を定めるには、整備に関する事項と同様、検討・協議に期間を要することがあります。そこで、占用等の許可の基準として、定性的な基準を定めた後、徐々に基準の充実・具体化を図ることが考えられます。その際、景観協議会など継続的な協議の場を設けたり、占用等の許可にあたり景観行政団体の意見を聴くこととするなど、円滑に運用するための仕組みについても、基準とあわせて検討・協議しておくことが重要となります。

また、公共施設管理者との協議を円滑に進める観点からは、実際に景観上の配慮を求められる電力・通信事業者、警察など、想定される主要な許可申請者に対して、景観行政団体が、あらかじめ占用等の許可の基準について説明し、理解と協力を得ておくことも有効であると考えられます。

③継続的な協議（景観協議会の活用等）

景観法では、景観計画における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体及び景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者等は、景観協議会を組織でき、協議会の構成員は、協議が整った事項について結果を尊重しなければならないこととされています。

このため、景観協議会を活用することなどにより、整備に関する事項や占用等の許可の基準の詳細な内容について検討することや、景観計画に定められた基準の運用方法について継続的に協議を進めることが考えられます。

表　公共施設管理者との協議に当たっての確認事項と提示資料等（例）

□ 基本的な事項の確認・認識の共有	
確認事項（例）	**景観行政団体が提示する資料（例）**
○ 景観法や景観重要公共施設制度について ➢ 景観法や景観重要公共施設制度の概要（特に、景観計画に景観重要公共施設として位置づけることによる法的効果や景観計画に位置づけた場合の利点）	◇ 景観法の概要説明資料 ◇ 景観重要公共施設制度の概要説明資料 ◇ 景観重要公共施設に関する支援措置　など
○ 策定しようとする景観計画について ➢ 景観計画策定の背景 ➢ 景観計画の構成や内容のイメージ ➢ 策定のスケジュール	◇ 景観行政団体の既存の景観形成の取組みに係る説明資料 ◇ 景観形成に対する住民等の意見（アンケート調査結果など） ◇ 策定しようとする景観計画の概要説明資料 景観計画策定スケジュールに係る説明資料　など
○ 景観計画に定める事項の同意を得るまでの協議方法、協議スケジュール、協議体制	◇ 景観重要公共施設の協議方法、協議スケジュール、協議体制に係る説明資料　など
確認事項（例）	**景観行政団体が求める資料（例）**
○ 公共施設管理者の景観形成に対する考え方 ○ 既存の景観形成の取組み ○ 個別の公共施設の整備段階（整備の流れや整備スケジュール）	◇ 公共施設に係る景観形成のガイドライン（目標や方針など） ◇ 個別の公共施設の整備状況や予定に係る資料 など
□ 景観重要公共施設の候補に関する協議	
協議事項（例）	**景観行政団体が提示する資料（例）**
○ 景観計画に景観重要公共施設として位置づけようとする公共施設について ➢ 景観重要公共施設の候補や候補選定の考え方（景観計画区域において当該公共施設が重要である理由） ➢ 景観重要公共施設として位置づけることにより実現したい景観像	◇ 当該公共施設が含まれる地域の景観特性や景観形成の方針に係る説明資料 ◇ 公共施設に関する景観形成の先進的な取組みや実現したい景観像に関わる説明資料（イメージパースやフォトモンタージュ）　など
□ 整備に関する事項及び占用等の許可の基準についての協議	
協議事項（例）	**景観行政団体が提示する資料（例）**
○ 具体的な基準案（一義的・定量的な基準、もしくは裁量的・定性的な基準） ○ 景観計画策定後の景観行政団体と景観重要公共施設の管理者との連携体制	◇ 基準案の根拠となる資料や先進的な取組みに係る資料 ◇ 景観計画に即した整備に当たっての協議の方法、スケジュール、体制に係る説明資料 ◇ 占用等の許可基準の運用の仕組みに係る説明資料 ◇ 想定される主要な許可申請者への説明状況に係る資料　など

3. 参考事例

第 3 章では、第 2 章の内容を補完するため、景観計画に景観重要公共施設を位置づけ、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めている以下の具体事例について紹介します。

事例－1　鎌倉市景観計画　（神奈川県鎌倉市）
事例－2　宇部市景観計画　（山口県宇部市）
事例－3　伊丹市景観計画　（兵庫県伊丹市）
事例－4　小田原市景観計画（神奈川県小田原市）

なお、策定された景観計画の中には、市が管理する公共施設のみを先行的に景観重要公共施設と位置づける事例（神奈川県小田原市）がある他、整備に関する事項や占用等の許可の基準は定めていないものの、将来的な景観重要公共施設の位置づけに向けて、景観重要公共施設の候補を景観計画に記載する事例（神奈川県逗子市、静岡県熱海市）や、公共施設整備が良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう、公共施設整備の指針を位置づけ、この指針に沿った公共施設整備を進めている事例（長野県）もあります。

事例－1　鎌倉市景観計画　（神奈川県鎌倉市、平成 19 年 1 月 1 日告示）

○「ベルト」（景観軸）の考えに基づく景観重要公共施設の選定

・都市の骨格を構成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）として、「ベルト」（景観軸）を構成する基幹施設を景観重要公共施設と位置づけています。

○実効性を考慮した整備に関する事項及び占用等の許可の基準

・整備に関する事項及び占用等の許可の基準について、定性的な基準に加えて、定量的な基準を採用するなど具体的な基準を定め、良好な景観の形成のための実効性の確保と運用の円滑化を図っています。

・定性的な基準の具体的な運用等について、公共施設管理者との継続的な協議の場を設置しています。

・県の公共施設管理者による占用許可の際、市の景観行政担当部局が内容を確認する仕組みを導入しています。

○景観計画に定める事項に関する協議の工夫

・占用等の許可の基準に関する公共施設管理者との協議に当たり、あらかじめ想定される主要な占用者へ占用等の許可の基準案の説明を行い、合意を得ることにより、協議の円滑化を図っています。

景観計画区域と景観重要公共施設の位置図

■鎌倉市位置図

■鎌倉市景観計画区域
（市域全域及び地先水面）

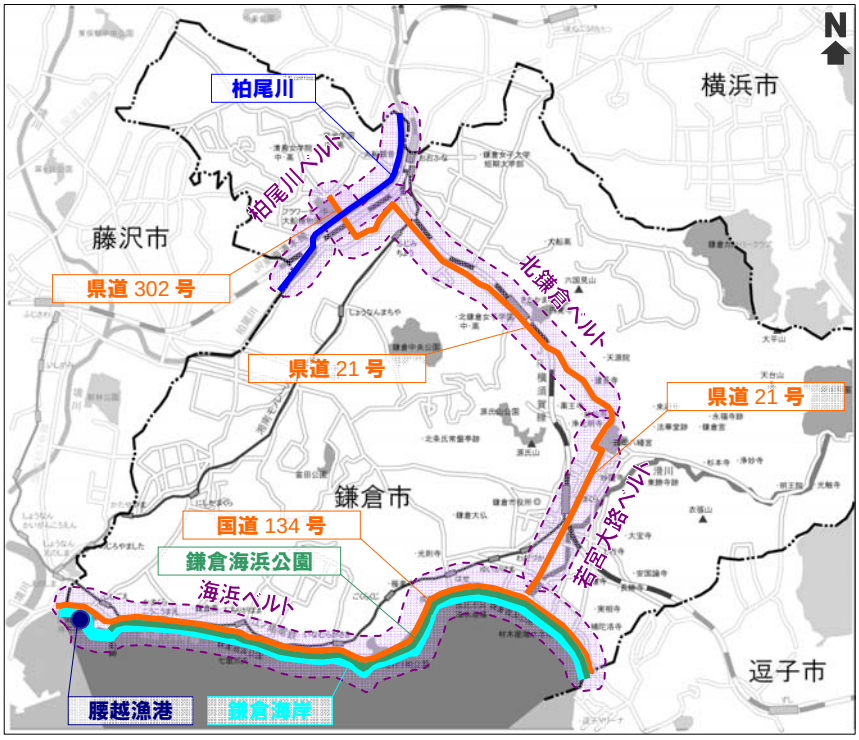

■景観重要公共施設位置図

景観重要公共施設の位置づけ

□鎌倉の景観づくりは、地形、地域性、景域、都市マスタープランの将来都市構造の 4 つの視点から、鎌倉の景観構造を 2 つの景域、5 つの景観地域、4 つのベルト、3 つの拠点で構成しており、2 つの景域と 5 つの景観地域を貫いて、有機的に連続する軸状の骨格を「4 つのベルト」と位置づけ、基本方針を設定しています。

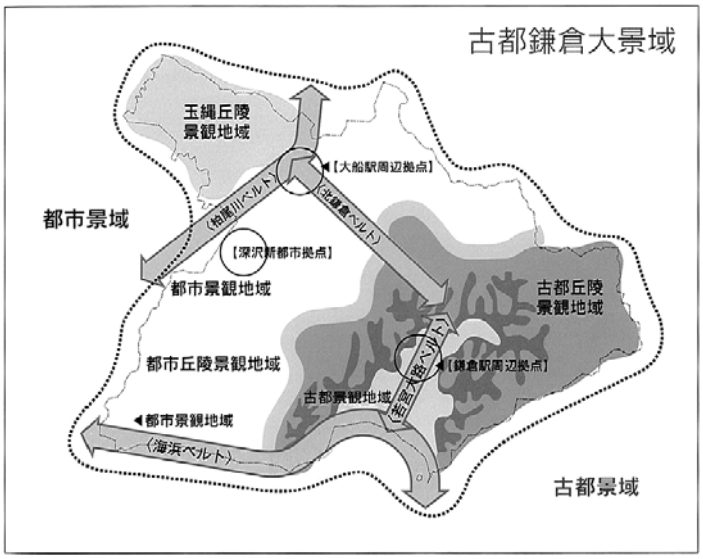

鎌倉の景観構造（鎌倉市景観計画より）

・海浜ベルト　　：日本で唯一海を持つ古都としての個性を印象付ける長い海岸線
・若宮大路ベルト：中世より歴史的都市軸として、鎌倉の顔とも言えるシンボルロード
・北鎌倉ベルト　：古都景域と都市景域を結ぶ景観の変化を感じさせるまちなみ
・柏尾川ベルト　：魅力的な都市景観の形成が求められる鎌倉を代表する河川

□良好な都市景観の形成を進めるに当たっては、行政が先導的役割を果たすことが必要であるため、都市の骨格を構成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）として、4 つのベルトを構成する基幹施設を景観重要公共施設と位置づけ、ベルトの基本方針を実現するための整備に関する事項と占用等の許可の基準を定めています。

【景観重要公共施設】　〔記号凡例〕(国)：国管理の公共施設、(県)：県管理の公共施設、(市)：市管理の公共施設

【道路】国道 134 号（海浜ベルト）（県）、県道 21 号（若宮大路ベルト・北鎌倉ベルト）（県）、県道 302 号（北鎌倉ベルト）（県）
【河川】柏尾川（柏尾川ベルト）（県）
【海岸】鎌倉海岸（海浜ベルト）（県）
【漁港】腰越漁港（海浜ベルト）（市）
【都市公園】鎌倉海浜公園（海浜ベルト）（市）

■**海浜ベルト**（国道 134 号線・鎌倉海岸・鎌倉海浜公園）

■**若宮大路ベルト**（県道 21 号線）

整備に関する事項、占用等の許可の基準

※鎌倉市景観計画より抜粋（「海浜ベルト」の例）

１）海浜ベルト

① 景観重要公共施設の名称

国道 134 号、鎌倉海岸（腰越海岸から材木座海岸、地先水面を含む）、鎌倉海浜公園、腰越漁港

② 景観重要公共施設の整備に関する方針

（ｉ）良好な都市景観の形成のための施設整備に関する方針（法第 8 条第 2 項第 5 号ロ）

「古都の歴史と都市の魅力を体感する美しい海浜イメージの創出」

海浜は、鎌倉の個性を印象づける貴重な資源で、7km の長い海岸線は、古都景域と都市景域の景観の変化を感じさせる場所でもあります。旧別荘地や史跡が連なる海浜景観の保全・継承が求められる古都景域、住宅地や江ノ電沿線から江ノ島へ連続する新しい海浜イメージの創出が求められる都市景域、それぞれの地域特性を活かした都市景観の形成が求められます。このため、海浜ベルトでは「古都の歴史と都市の魅力を体感する美しい海浜イメージの創出」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに、土地利用類型別景観形成の方針・基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む）への適合に配慮します。

方針１：美しい海浜景観の保全と創造

施設整備にあたっては、周辺の海浜や斜面緑地などの自然環境との調和に配慮した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。

●工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。

●その他の素材の使用にあたっては、彩度 6 を超える色彩を使用しない（特に信号柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン 10YR2.0/1.0、防護柵等の面的な工作物の色彩は、小動（小動交差点）以東はグレーベージュ 10YR6.0/1.0 を、小動より西はオフホワイト 10YR8.5/0.5 を使用する）。

●素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。

※道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上止むを得ない場合を除く。

方針２：海浜の地域性を際立たせた連続景観・車窓景観の創出

施設整備にあたっては、地域特性を活かしながら、景観の連続性にも配慮します。

●沿道景観を引き立たせるストリートファニチャーのデザイン的な配慮（透過性の高いものの使用等）

●道路のビスタに配慮

●公園、斜面緑地、沿道の住宅と一体となった緑化の推進・適正な維持管理

方針３：海辺の歴史と自然が融和した原風景の継承

施設整備にあたっては、点在する歴史的、景観的資源の保全とともに、それらを際立たせる工夫を行います。また、隣接市からの見え方も含め、豊かな自然環境が創り出している優れた眺望景観の保全に配慮します。

●史跡等の歴史的資源の保全と活用

●故事・伝承など地域固有の文化や歴史の継承

●眺望点からの眺望に配慮
●眺望点の整備

方針４：賑わいのある明るい海浜景観の創出

ポケットパークやベンチの整備、サイン計画の充実に取組みます。また、公共施設間相互の調整により、魅力的な空間創出に配慮します。

●屋外広告物の適正な規制・誘導
●美しい公共サインの整備（鎌倉市公共サイン整備マニュアルの遵守）
●公共施設間相互の調整による魅力的なオープンスペースの創出

（ⅱ）良好な都市景観の形成のための施設別占用許可基準等

【景観重要公共施設の占用の考え方】

景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別景観形成の方針・基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む）への適合に配慮します。

【景観重要公共施設の占用許可等の基準】

占用許可等の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの等で、周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

●景観重要道路における道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準

・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度 6 を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）とする。

●景観重要海岸における海岸法第 7 条第 1 項の許可の基準

・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度 6 を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）とする。
・建築物の高さは屋外広告物（看板）を含め 6.0 メートル以下とする。
・建築物は平屋建てとする。
・建築物の基調色は彩度 6 以下とする。

●景観重要公園における都市公園法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可の基準

・工作物の設置は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、アイストップとなる場所など景観上重要な場所には設置しないものとする。
・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度 6 を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）とする。

●景観重要漁港における漁港漁場整備法第 39 条第 1 項の許可の基準

・工作物の設置は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、アイストップとなる場所など景観上重要な場所には設置しないものとする。
・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度 6 を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）とする。
・建築物の高さは屋外広告物（看板）を含め 6.0 メートル以下とする。
・建築物は平屋建てとする。
・建築物の基調色は彩度 6 以下とする。

その他（運用上の工夫、今後の課題など）

□公共施設管理者との協議上の工夫

・占用等の許可の基準に関する公共施設管理者との協議に当たり、あらかじめ想定される主要な占用者（電力・通信事業者、海の家、漁協、警察、建設業組合）へ占用等の許可の基準案の説明を行い、合意を得ることが、結果として協議の円滑化につながっています。

・複数の公共施設管理者が存在することから、公共施設管理者との協議において、県の景観行政担当部局が窓口となり、連絡調整や協議の場の設定等の調整を行っています。また、県の景観行政担当部局から公共施設管理者に、あらかじめ県の景観行政の基本的な方針について説明を行うとともに、景観重要公共施設制度について周知を図っています。

□運用上の工夫

・定性的な基準の具体的な運用等について、公共施設管理者との継続的な協議の場として、景観法に基づく景観協議会の設置を視野に入れて準備会を設置しています。景観協議会の準備会は、3～4 ヶ月に一度の頻度で開催され、具体的な整備事例や占用事例に即した景観重要公共施設制度の運用上の課題のほか、景観協議会の組織のあり方（体制や協議内容等）や景観重要公共施設の整備に必要な予算措置等について協議しています。

・県の公共施設管理者による占用許可の際、市の景観行政担当部局が占用の内容を確認する仕組みを導入し、景観行政団体との連携を図っています。

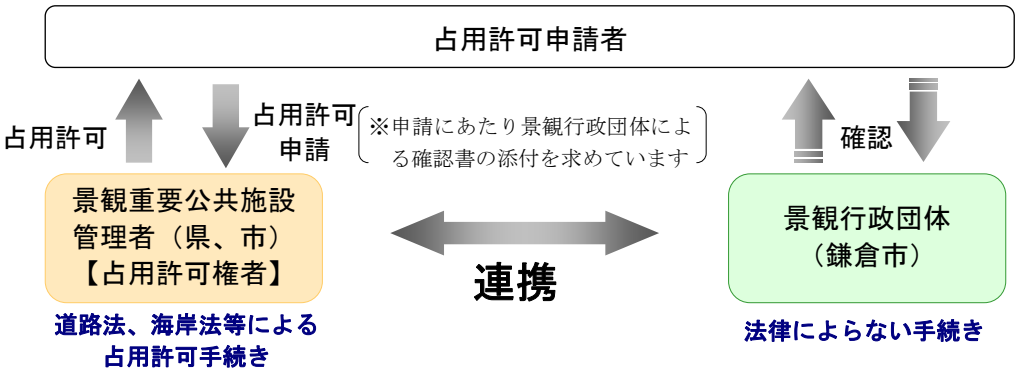

□今後の課題

・当面は、各公共施設管理者との間で基準の運用例について情報を共有していくこととされていますが、将来的には、実績を重ねた段階で、占用許可の定性的基準の判断根拠をガイドラインとして定めることが課題とされています。

事例－2　宇部市景観計画　（山口県宇部市、平成 19 年 2 月 1 日告示）

○中心市街地のシンボルゾーンにおける景観重要公共施設の選定

・宇部の顔である中心市街地において、公共施設と建築物等が一体となった魅力ある公共空間の創出を図り、景観の骨格となるシンボル景観を形成するための地区を「シンボルゾーン」とし、シンボルゾーンの軸となる道路及び河川を景観重要公共施設として位置づけています。

○景観計画に定める事項に関する協議の工夫

・景観計画策定にあたり、公共施設管理者も参加する「宇部市景観計画策定懇話会」を設置し、あらかじめ景観重要公共施設に関して景観計画に定める事項の案を提示して意見を聞くことで、公共施設管理者との協議の円滑化を図っています。

○既存の計画や公共施設の景観整備の方針、住民意見等を踏まえた景観整備イメージの検討

・既存の「宇部市都市景観形成基本計画」や各公共施設の景観整備の方針等を踏襲するとともに、景観計画策定にあたり実施された住民ワークショップにおける意見等を反映して、景観重要公共施設の整備イメージを検討しています。

景観計画区域と景観重要公共施設の位置図

■宇部市位置図

■宇部市景観計画区域
（中心市街地及び周辺区域）

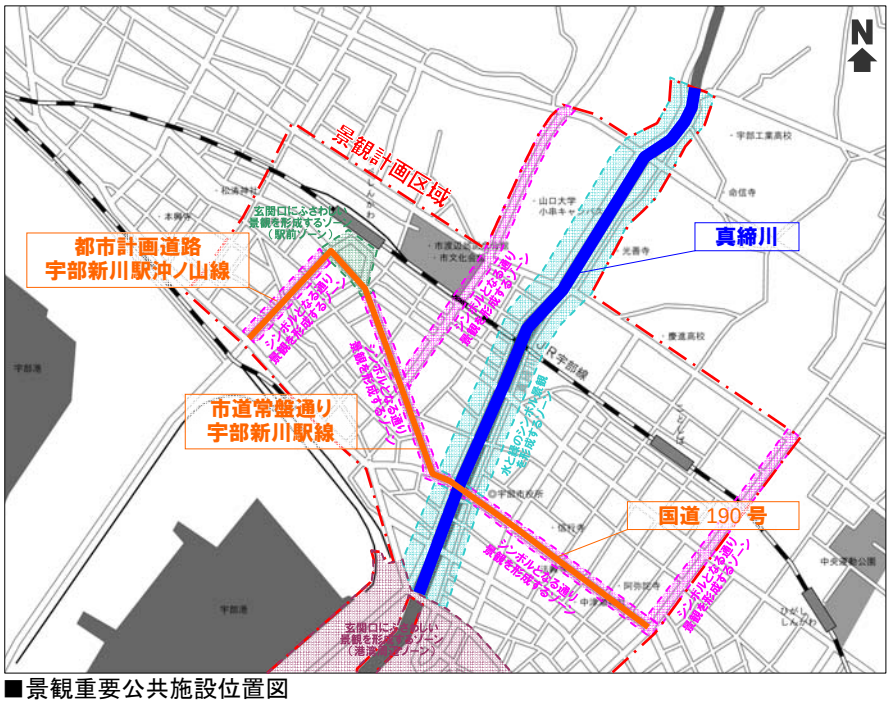

■景観重要公共施設位置図

景観重要公共施設の位置づけ

□宇部市景観計画では、宇部の顔である中心市街地とその周辺の範囲を中心市街地及び周辺区域として景観計画区域に定めています。

□景観計画区域のうち、景観の骨格となるシンボル景観を形成するための地区を「シンボルゾーン」とし、公共施設と建築物等が一体となった魅力ある公共空間の景観の創出を図るため、積極的な景観の規制・誘導を行うとしています。

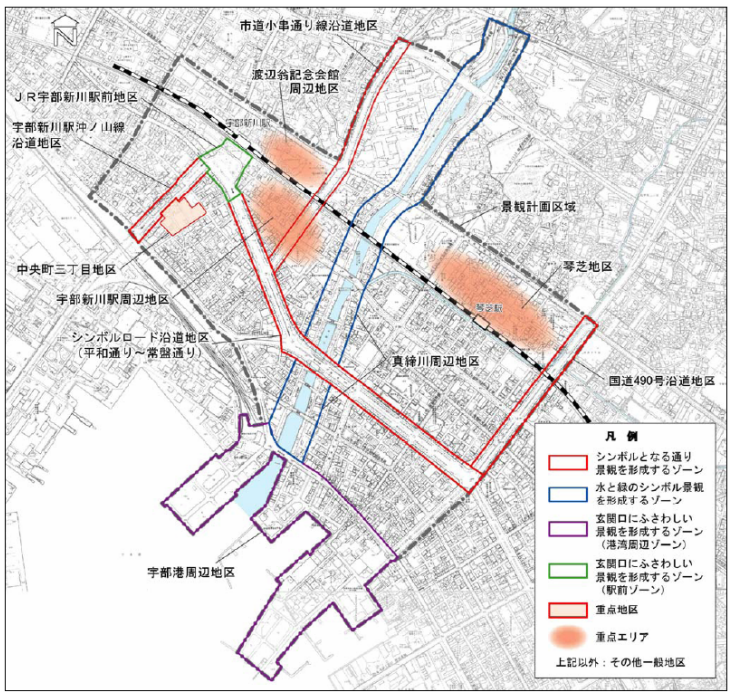

ゾーン区分図（宇部市景観計画より）

□これらのシンボルゾーンのうち、以下の２ゾーンにおいて、これまでに景観整備が進められ、ゾーンの軸となっているシンボル的な道路及び河川を景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めています。

・シンボルとなる通り景観を形成するゾーン　：
　道路と建物が調和した風格ある通り景観の形成を目指すとともに、商業地として歩いて楽しいまちなみの形成を目指す

・水と緑のシンボル景観を形成するゾーン　：
　真締川の水辺や川沿いの緑と調和し、水と緑と一体となった憩いの空間の創出につながる中心部のオアシスとなる景観の形成を目指す

【景観重要公共施設】　〔記号凡例〕(国)：国管理の公共施設、(県)：県管理の公共施設、(市)：市管理の公共施設

【道路】シンボルとなる通り景観を形成するゾーン：　市道常盤通り宇部新川駅線（通称：平和通り）（市）、国道 190 号の一部（通称：常盤通り）（国）、都市計画道路宇部新川駅沖ノ山線（市）

【河川】水と緑のシンボル景観を形成するゾーン：　真締川（県）

■市道常盤通り宇部新川駅線

■真締川

整備に関する事項、占用等の許可の基準

※宇部市景観計画より抜粋

５．景観重要公共施設の整備に関する事項

景観計画区域内にある道路や河川等の公共施設のうち、良好な景観の形成に特に重要なものについて、景観法第 8 条第 2 項五のロ及びハに基づき、景観重要公共施設と位置づけ、以下の方針に基づき、良好な景観形成を図ります。

（１）景観重要公共施設の整備に関する方針

①景観重要道路

ゾーン区分において、骨格となるシンボル景観を形成するための地区と位置づけられ、積極的な景観形成を図ることとされているシンボルゾーンのうち、シンボルロード沿道地区、宇部新川駅沖ノ山線沿道地区の 2 地区内の道路のうち、市道常盤通り宇部新川駅線および国道 190 号の一部、（都）宇部新川駅沖ノ山線については、景観計画区域内において良好な景観を形成するため、整備を行う際には、以下の事項に取り組むこととします。

○歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
○中心部のシンボルとなる通りとして、風格ある景観の形成と商業地としてのにぎわいの創出につながる整備を行う。
○潤いややすらぎある景観を形成するため、電線類の地中化を行うとともに、街路樹や植栽帯等を整備し、適正な維持・管理を図る。
○車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等による街並みが映えるデザイン、色彩に配慮する。

②景観重要河川

ゾーン区分において、骨格となるシンボル景観を形成するための地区と位置づけられ、積極的な景観形成を図ることとされているシンボルゾーンのうち、真締川周辺地区における真締川については、景観計画区域内において良好な景観を形成するため、整備を行う際には、以下の事項に取り組むこととします。

○中心部のオアシスとなる空間として、安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。
○市街地内のオープンスペースとして、周辺地域からの見え方や河川敷等から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正に維持・管理を図る。

（２）景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの

①道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準

景観重要道路内おいて公衆電話などの工作物（以下、工作物等という）の道路占用の許可を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。

○工作物等の設置にあたっては、各地区の景観形成の方針を妨げないように努める。
○工作物等の形態や色彩等は、沿道の建築物とのバランスに配慮し、調和のとれたものとする。

②河川法第 24 条の許可の基準

景観重要河川内において河川占用の許可及び工作物等を設置する場合は、以下の事項に配慮することとします。

○地区の景観形成の方針を妨げないように努める。

その他（運用上の工夫、今後の課題など）

□整備イメージの検討上の工夫

・景観重要公共施設に関して景観計画に定める事項の検討にあたり、既存の「宇部市都市景観形成基本計画」や関連計画における施策内容、さらにこれまでに実施された各公共施設の景観整備の方針等を踏襲するとともに、景観計画策定にあたり実施された住民ワークショップにおける意見等を反映して、景観重要公共施設の整備イメージを検討しています。

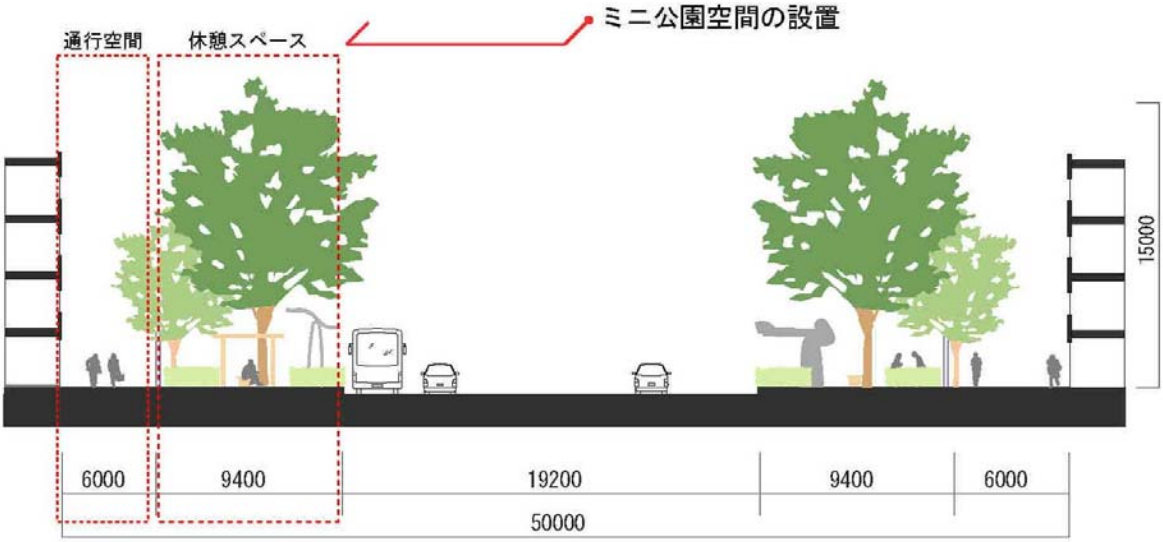

住民ワークショップで検討された景観デザインの一例（宇部市景観計画より）

□公共施設管理者との協議上の工夫

・景観計画策定にあたり、景観計画に対する意見を求める機関として、学識経験者や公共施設管理者等からなる「宇部市景観計画策定懇話会」を設置し、あらかじめこの懇話会に、景観計画の原案の段階で景観重要公共施設の整備に関する事項の案を提示して意見を聞いたことが、結果として公共施設管理者との協議の円滑化につながっています。

□今後の課題

・景観重要公共施設の整備や占用許可に当たり、景観行政担当部局と景観重要公共施設の管理者が連携する仕組みを検討することが課題とされています。

事例－3　伊丹市景観計画　（兵庫県伊丹市、平成 18 年 3 月 31 日告示）

○重点的に景観形成を図る区域等における景観重要公共施設の選定

・景観計画区域内の重点的に景観形成を図る区域のうち、「都市景観形成道路地区」に指定している地区の道路や、市民が集まり憩い、かつ眺望のできる広がりのある空間としての都市公園を景観重要公共施設と位置づけています。

○住民と行政の協働による継続した整備に関する事項及び占用等の許可の基準の検討

・整備に関する事項や道路占用許可の基準については、「周辺のまちなみへ配慮する」や「重点的に景観形成を図る区域における景観形成の方針に従う」ことを内容とした上で、今後、より具体的な基準について、住民と行政の協働により検討していくこととしています。

景観計画区域と景観重要公共施設の位置図

■伊丹市位置図

■伊丹市景観計画区域
（市域全域）

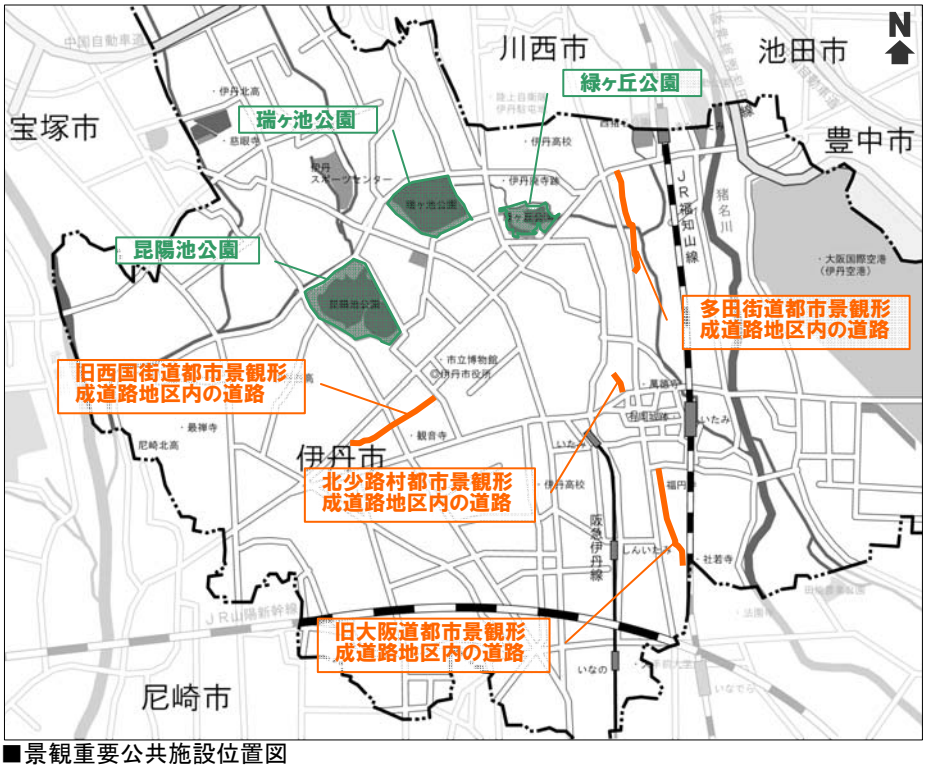

■景観重要公共施設位置図

景観重要公共施設の位置づけ

□景観計画区域のうち、従来から条例により景観形成に取り組んできた「都市景観形成道路地区」を「重点的に景観形成を図る区域」とし、以下の 4 地区内の路線を景観重要公共施設として位置づけています。

- 旧大坂道都市景観形成道路地区　：伝統的な町並みがよく残り郷町のまちなみを最もよく伝えている通り
- 北少路村都市景観形成道路地区　：参詣道として商店街が形成され虫籠窓などが随所に見られる歴史的なまちなみが残る通り
- 旧西国街道都市景観形成道路地区：沿道の集落のまちなみや寺社、道標、碑など歴史的な道筋景観を特徴付けるものが残る通り
- 多田街道都市景観形成道路地区　：人々の往来が多かった街道筋で趣のある伝統的農家建築物などによるまちなみが残る通り

□市民が集まり憩い、かつ眺望のできる広がりのある空間として、昆陽池公園、瑞ヶ池公園、緑ヶ丘公園を景観重要公共施設として位置づけています。

【景観重要公共施設】　いずれも市管理の公共施設

【道路】旧大坂道・北少路村・旧西国街道・多田街道都市景観形成道路地区内の道路（計 4 路線）

【都市公園】昆陽池公園、瑞ヶ池公園、緑ヶ丘公園

■北少路村都市景観形成道路地区

■昆陽池公園

整備に関する事項、占用等の許可の基準

※伊丹市景観計画より抜粋

５．景観重要公共施設の整備に関する事項（法第８条第２項第５号ロ関係）

道路及び公園の内、次のものを景観重要公共施設とし、整備に関する事項を定める。詳細については、附属書のとおりとする。

１）道路

(1) 北少路村都市景観形成道路地区

・参詣道としてにぎわいのある景観を形成するため、電線の地中化を進めるとともに、街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持・管理を図る。

・ガードレール、安全柵、車止め等を設ける場合は、周辺のまちなみに配慮する。

(2) 旧大坂道・旧西国街道・多田街道都市景観形成道路地区

・生活道路として落ち着きのある景観を形成するため、電線の地中化を進める。

・ガードレール、安全柵、車止め等を設ける場合は、周辺のまちなみに配慮する。

２）公園

(1) 昆陽池公園・瑞ヶ池公園・緑ヶ丘公園の都市公園

・公園内に施設を設ける場合は、背景となる山なみの眺望を妨げないように配慮する。

３）道路法第 32 条第１項（道路占用）の許可の基準（法第８条第５項第５号ハ関係）

景観重要公共施設において公衆電話や広告塔などの工作物（以下、工作物等という）の道路占用の許可をする場合には、次の事項に配慮する。

・工作物等の設置にあたって、重点的に景観形成を図る区域における景観形成の方針に従って設置する。

※景観形成の方針の例（伊丹市景観計画（附属書）　「北少路村都市景観形成道路地区」の抜粋）

第２章 良好な景観の形成に関する方針

４．重点的に景観形成を図る区域における景観形成の方針と基準

（３）北少路村都市景観形成道路地区

１）景観形成の目標

北少路村は、伊丹郷町の北部に位置し、猪名野神社の参詣道として商業を中心に発達した地区である。

この地区は、都市計画道路の整備にあわせ、町家の景観を範とした新しい景観が生まれている。計画的に整備された地区として、今後より魅力的なまちなみにしていくため、建築物等の新築・増築・修繕・模様替えを行う際には、まちなみ全体との調和に配慮し、北少路村らしい落ち着いた風情の醸成を図る。

２）景観形成の方針

○金剛院、猪名野神社等の歴史的建築物を保全し、この地区の景観の核とする。建物の更新にあたっては、位置・形態に配慮し、猪名野神社の参詣道として、落ち着いたなかにもにぎわいのある景観を形成する。

○伊丹郷町を構成する一郭として、酒蔵や町家に使われてきた伊丹郷町の地域色である白（オフホワイト）を積極的に取り入れた色彩の誘導を図り、統一感のあるまちなみ景観を形成する。

○建築物に付随する設備、工作物、屋外広告物等についても、まちなみと調和した誘導を図る。

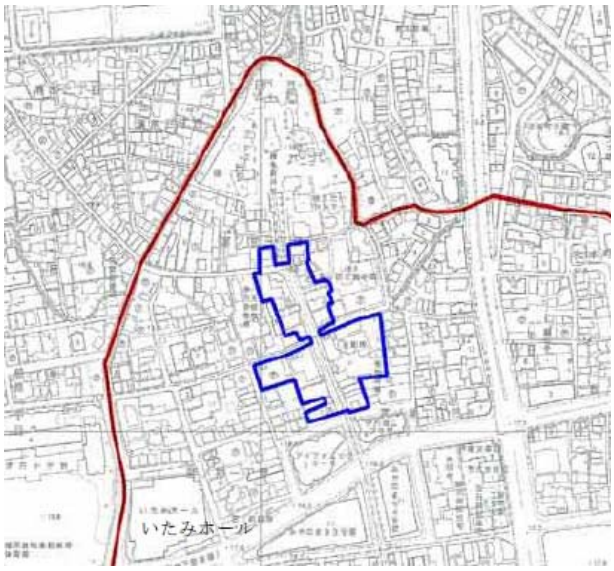

北少路村景観形成道路地区の範囲（図中青線の区域）
（伊丹市景観計画（附属書）より）

その他（運用上の工夫、今後の課題など）

□今後の課題

・景観重要公共施設の維持管理における住民の主体的な関わりや、都市景観形成道路地区のまちづくりへの展開を視野に入れ、今後、地区ごとに協議会を立上げ、住民と行政の協働の下、具体的な整備基準等について検討することが課題とされています。

・景観重要公共施設の整備や道路占用許可に当たり、景観行政担当部局と景観重要公共施設の管理者が連携する仕組みを検討することが課題とされています。

事例－4　小田原市景観計画（神奈川県小田原市、平成 17 年 12 月 16 日告示）

○景観計画重点区域における景観重要公共施設の選定

・景観計画区域のうち、小田原の有する貴重な特色が象徴的にあらわれ、良好な景観の形成が特に必要とされる区域を景観計画重点区域（小田原城周辺地区及び小田原駅周辺地区）とし、この景観計画重点区域内の主要な市道を景観重要公共施設と位置づけています。

○整備に関する事項及び占用等の許可の基準の実効性の担保

・景観重要公共施設内において工作物の道路占用の許可を行う場合は、道路行政担当部局との調整を図りながら、基準を運用しています。

景観計画区域と景観重要公共施設の位置図

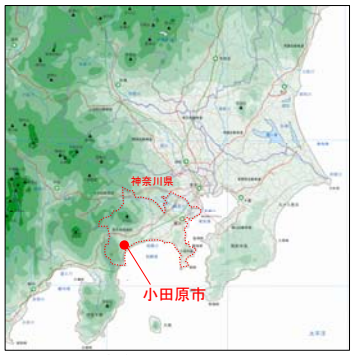

■小田原市位置図

■小田原市景観計画区域（市域全域）

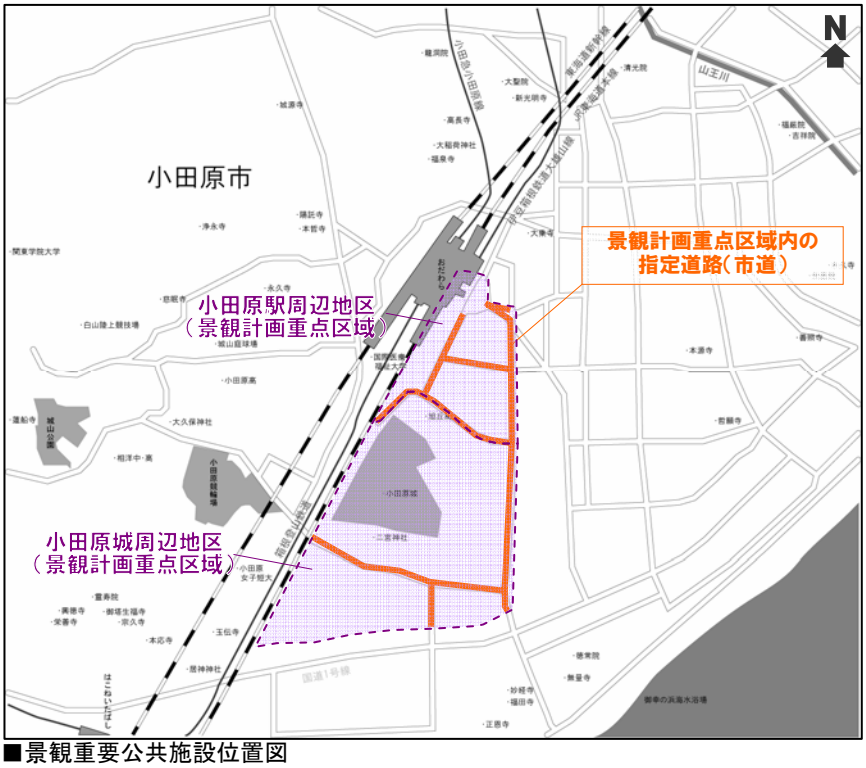

■景観重要公共施設位置図

景観重要公共施設の位置づけ

□市域全域を対象とする景観計画区域のうち、小田原の有する貴重な特色が象徴的にあらわれ、良好な景観の形成が特に必要とされる区域として、以下を景観計画重点区域と位置づけています。

・小田原城周辺地区：豊かな緑を有し、本市の歴史的・文化的遺産の象徴である小田原城を中心とする地区

・小田原駅周辺地区：富士箱根伊豆地域の広域交流拠点である小田原駅を中心とする地区

□小田原城周辺地区では、小田原城を活かした魅力ある景観形成を図るため、小田原駅周辺地区では、富士箱根伊豆地域の広域交流拠点、小田原市の中心地区としての都市機能の充実を図りながら、新しい文化と歴史、伝統が調和した魅力ある景観の形成を図るため、景観計画重点区域内の主要な道路を景観重要公共施設と位置づけています。

小田原市景観計画重点区域（小田原市景観計画より）

【景観重要公共施設】

【道路】小田原城周辺地区及び小田原駅周辺地区内の主要な市道路線

■小田原城周辺地区

■小田原駅周辺地区

整備に関する事項、占用等の許可の基準

※小田原市景観計画より抜粋

第５章　景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

□　景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設として位置づける図－6 に示す路線Ｄ（景観重要道路）は、良好な街路景観を形成するため、整備を行う際には次の事項に取り組むものとする。

○歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。

○潤いある景観を形成するため、電線類の地中化を進めるとともに、街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持・管理を図る。

○交通安全施設を設ける場合は、華美なデザインを避ける。

○車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物などが映えるような色彩とする。

□　道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準

景観重要道路内において公衆電話などの工作物（以下「工作物等」という。）の道路占用の許可を行う場合は、次の事項に配慮する。

○工作物等の配置は、沿道の建築物の利用方法と整合し、街角やアイストップ（見通し）、その他景観形成上重要な位置に設置しないこと。また、標識やサイン等の認知を妨げない位置とすること。

○工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとすること。

○工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和し、できる限り 1 色に統一する。

その他（運用上の工夫、今後の課題など）

□運用上の工夫

・景観重要公共施設は市道のみを対象としており、道路整備担当部局が景観重要公共施設の整備又は維持管理等を行う際は、景観行政担当部局への連絡調整が行われています。

・整備に関する事項や占用等の許可の基準とは別に、公共サインに対するデザイン誘導のガイドラインである「小田原市公共サインデザインマニュアル」や建築物及び工作物に対する色彩誘導のガイドラインである「小田原市色彩景観のてびき」等を作成しており、整備に関する事項や占用等の許可の基準の補足資料として活用されています。

□今後の課題

・景観上重要な骨格を成す市が管理するその他の公共施設や、国及び県が管理する公共施設を景観重要公共施設として位置づける場合には、占用等の許可基準における運用上の仕組みづくりを検討することが課題とされています。

景観重要公共施設の手引き（案）　参考資料

- □ 関連支援事業等の概要
- □ 事業分野別景観形成ガイドライン
- □ 「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム」について

なお、景観法に基づく各種制度の活用状況等に関するデータベースなどについて、以下の HP において参照することができます。

国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室 HP
（http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/index.htm）

□ 関連支援事業等の概要

○景観重要公共施設の整備等に資する主な支援事業の概要

良好な景観の形成を推進する上で必要となる景観重要公共施設の整備等を行う際に、例えば次のような支援事業が活用できます。

①景観形成総合支援事業　　（国土交通省　都市・地域整備局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/shien/

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組を支援する事業です。選択事業として併せて公共公益施設の高質化等を行うことが可能となります。

■景観形成総合支援事業の流れ

②景観形成事業推進費　　（国土交通省　都市・地域整備局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/chousei/04keikan/keikan.htm

景観計画に定められた事業や、景観計画区域、景観地区、風致地区など、法令に基づく景観に係る規制の対象となる地域等において行われる事業を対象として、豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進にも資する事業について、年度途中であっても積極的に支援するための経費です。

※公共事業関係費に係る各府省所管事業及び調査が対象

③まちづくり交付金　　（国土交通省　都市・地域整備局）

参照 HP：http://www.machikou-net.org/

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度です。

市町村が策定した概ね３～５年を計画期間とする都市再生整備計画に位置づけられた事業について、交付金が交付されます。

■まちづくり交付金の活用対象イメージ

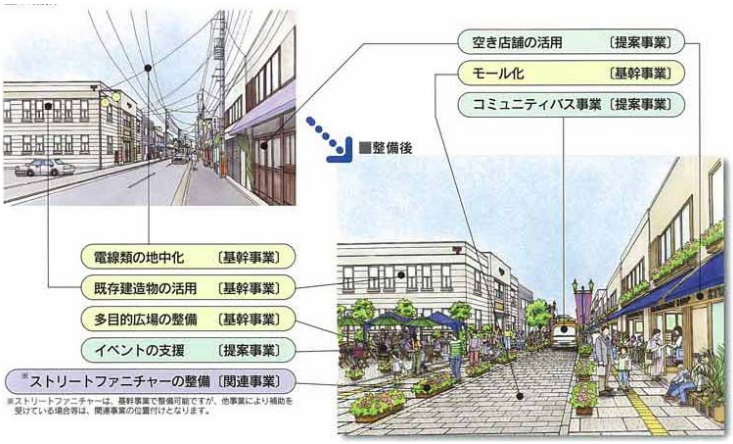

■まちづくり交付金を活用した整備イメージ

④街なみ環境整備事業　（国土交通省　住宅局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/05machinami.html

生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る事業です。1ha 以上の街なみ環境整備促進区域で位置づけられた、道路（道路・歩道の美装化、道路植栽等）、公園（ポケットパーク、多目的広場等）の整備費が対象となります。

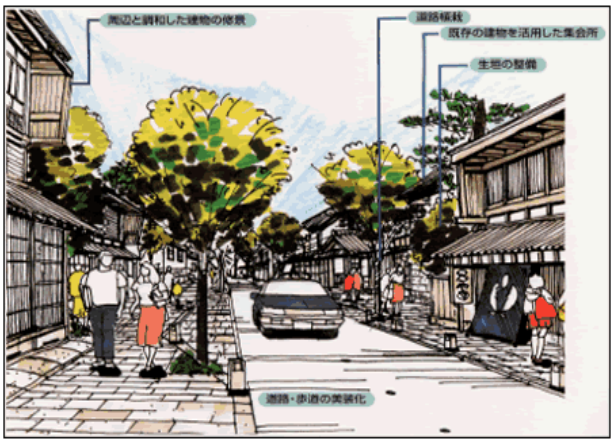

■街なみ環境整備事業の活用対象イメージ

⑤街路事業に関する予算支援　（国土交通省　都市・地域整備局）

街が持つそれぞれの歴史、異なる風土により、単なる美しさをこえた街の表情を創出するために行う必要なグレードアップについて支援します。（舗装材や照明施設などに対し、通常単価の 2 倍～5 倍程度を支援の対象とします。）

⑥身近なまちづくり支援街路事業　（国土交通省　都市・地域整備局）

統一したまちづくりテーマを設定し、地区整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等の整備に関する計画等、まちづくりに関する総合的な地区整備計画が策定されている地区において、生活空間の向上等に資する幹線街路、補助幹線街路等を体系的に整備する事業です。地区整備計画で位置付けられた、道路（道路・歩道の美装化、道路植栽、道路区域内のポケットパーク等）の整備費が対象となります。

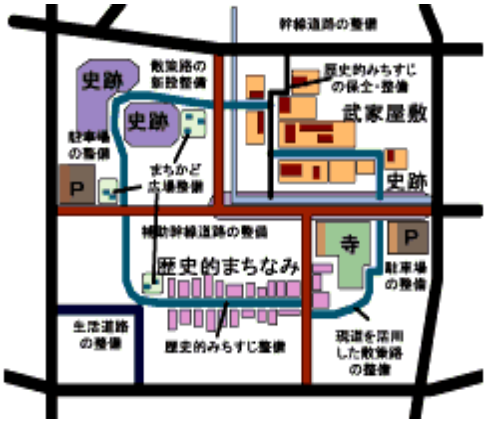

■身近なまちづくり支援街路事業の活用対

⑦河川環境整備事業　　（国土交通省　河川局）

（水環境整備事業・河川浄化事業）汚泥浚渫、浄化用水等の導入等により水質浄化を行い、清浄な流水の確保を図る事業です。

（自然再生事業）良好な河川環境を保全・復元するために必要な湿地再生等を行う事業です。

（河川利用推進事業）親水や舟運等の河川利用の推進を図るために必要な河道や施設等の整備を行う事業です。

道頓堀川（大阪府）

松江堀川（島根県）

⑧ふるさとの川整備事業　　（国土交通省　河川局）

河川本来の自然環境の整備・保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る事業です。

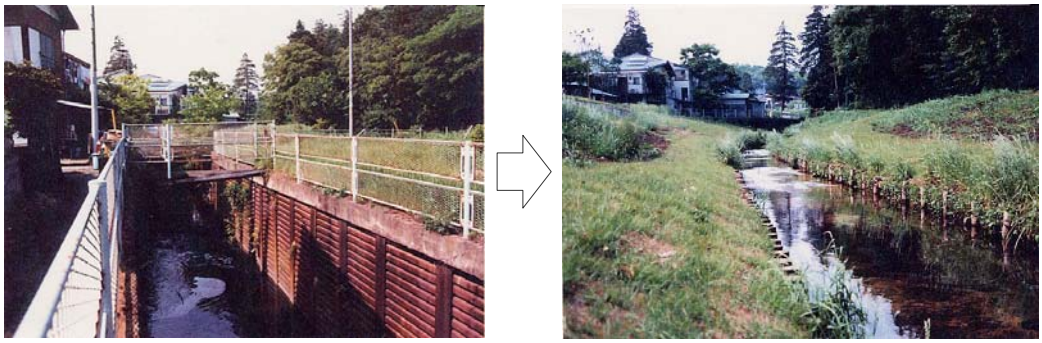

■ふるさとの川整備事業の整備事例（神奈川県和泉川）

⑨桜づつみモデル事業　（国土交通省　河川局）

周辺の自然的、社会的、歴史的環境等との関連から河川の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る必要のある一定区間について「桜づつみモデル事業」として認定し、堤防を強化するとともに桜等を植樹して、積極的に良好な水辺空間の形成を図る事業です。

■桜づつみ整備事業の整備事例（左：熊本県秋津川、右：東京都荒川）

⑩都市公園整備に係る補助　（国土交通省　都市・地域整備局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/crd/city/park/gyomu/hojo/hojo/index.html

（都市公園事業費補助）都市環境の保全・改善や自然との共生など、様々なニーズに対応する都市公園の整備を地方公共団体等が実施する際に、支援する事業です。

（緑地環境整備総合支援事業）都市公園の整備、古都及び緑地保全事業、市民緑地の公開に必要な施設整備等、多様な手法の活用により、効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保を支援し、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進する事業です。

■都市公園事業費補助による整備事例（左：石川県金沢城公園、右：札幌市モエレ沼公園）

〇関連通知

・「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」
（平成 17 年 3 月 31 日付 国道利第 45 号、46 号国土交通省道路局長通知）

占用等の許可の基準が定められた景観重要道路にあって、既に占用の許可を受けている物件について、その基準の効果を早期に発現させ、良好な景観の形成を促進するために、道路占用料の減額措置についての基本方針、減額の対象、期間、占用料の額など、その取扱いについて定めています。

□ 事業分野別景観形成ガイドライン

国土交通省では、公共事業に携わる担当職員が事業執行の各段階で活用するものとして、基本的視点や検討方法、手続きの考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項、意匠・色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考的事項を明解にかつ可能な限り網羅的に整理したガイドラインを、分野ごとに策定しています。

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）

（平成 17 年 3 月　都市・地方整備局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/guideline/index.htm

○道路デザイン指針（案）　（平成 17 年 4 月　道路局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/roaddesign/roaddesign.html

○河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」

（平成 18 年 10 月　河川局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/river/kankyou/riverscape/index.html

○砂防関係事業における景観形成ガイドライン　（平成 19 年 2 月　河川局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/river/sabo/kisya/200701_06/070216-2/070216-2.html

○海岸景観形成ガイドライン

（平成 18 年 1 月　河川局・港湾局　農林水産省農村振興局・水産庁）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/river/kaigandukuri/keikan/index.html

○港湾景観形成ガイドライン　（平成 18 年 4 月　港湾局）

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/kowan/umibe/keikan.html

□「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム」について

参照 HP：http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/keikan.html

良好な景観形成を図っていくためには、景観整備の具体的な方針について適切に評価を実施し、その評価結果を実際の計画・設計等に反映していくことが重要です。そのためには、景観検討の流れの中に評価を位置づけていくことが不可欠であることから、国土交通省の直轄事業においては、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」を平成 19 年度より運用しています。

この基本方針（案）では、国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めています。

景観重要公共施設に位置づけられる公共施設は、優れた景観を有する地域注）で行う事業として判断され、重点検討事業として取り扱われます。

注）優れた景観を有する地域

優れた景観を有する地域とは、以下の法令及び条例等に基づく景観に関わる規制の対象となる地区等を対象としています。

景観法：景観計画区域（景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合）、景観地区、準景観地区、地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）

都市計画法：風致地区

自然公園法：自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域

文化財保護法：伝統的建造物群保存地区

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法：歴史的風土特別保存地区

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法：第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区

都市緑地法：特別緑地保全地区

首都圏近郊緑地保全法：近郊緑地特別保全地区

景観条例：地方公共団体の条例により定められた指定地区

世界遺産条約：世界遺産

景観重要公共施設の手引き（案）

国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 景観室